

県南広域振興局長告示第 104 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 15 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	
株式会社ホームゆりの木	一関市川崎町薄衣町裏 42 番地 11	訪問看護ステーション ホームゆりの木	一関市川崎町薄衣町裏 42 番地 11	平成 19 年 4 月 1 日